支出官事務規程の一部を改正する省令

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
別紙第四号の四書式 別紙第四号の四書式 （表面） 特別児童扶養手当送金通知書 下記のとおり、特別児童扶養手当が支払われるので通知します。 （「支払開始日」又は「発行日」）　年　月　日 受給者記号・番号 支給額　円 （「整理番号」又は「送金等番号」） 支払店 銀行　店 郵便局 （受給権者 住所 氏名　様） 受領証 上記の金額を受領しました。 年　月　日 氏名 （官署支出官　厚生労働省大臣官房会計課長） （裏面の注意事項をよく読んでください。） （裏面） 委任欄 表面記載の支払額を受けることを次の代理受領者に委任します。 令和　年　月　日 （代理受領者） 住所 氏名 （受給者） 氏名 （注意事項） 1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は農業に対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。 2　この通知書を亡失したときは、直ちに、表面記載の支払店に支払の停止を請求してください。 この場合、支払がまだなされていないときは、表面記載の支払店を経由して下記連絡先に届け出てください。 3　支払を受けるときは、表面の「受領証」欄に年月日、署名し、印鑑証明書又はそれに準ずる書面を持参し、特別児童扶養手当受給証明書とともに表面記載の支払店に提示してください。 4　表面に記載されている年月日から1年を過ぎますと表面記載の支払店では支払を受けられません（その場合は下記連絡先にお申し出ください。）。 5　手当を受けることについて、ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。 （連絡先） （所在地） 備考　1　用紙の大きさは、はがきの大きさとする。 2　「注意事項」については、上記のほか、必要な事項を記述することができる。	**別紙第四号の四書式** 別紙第四号の四書式 （表面） 特別児童扶養手当送金通知書 下記のとおり、特別児童扶養手当が支払われるので通知します。 （「支払開始日」又は「発行日」）　年　月　日 証書の番号 支給額　円 （「整理番号」又は「送金等番号」） 支払店 銀行　店 郵便局 （受給権者 住所 氏名　様） 受領証 上記の金額を受領しました。 年　月　日 氏名 （官署支出官　厚生労働省大臣官房会計課長） （裏面の注意事項をよく読んでください。） （裏面） 委任欄 表面記載の支払額を受けることを次の代理受領者に委任します。 令和　年　月　日 （代理受領者） 住所 氏名 （受給者） 氏名 （注意事項） 1　この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は農業に対しお支払できないことになりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。 2　この通知書を亡失したときは、直ちに、表面記載の支払店に支払の停止を請求してください。 この場合、支払がまだなされていないときは、表面記載の支払店を経由して下記連絡先に届け出てください。 3　支払を受けるときとは、表面の「受領証」欄に年月日、署名し、印鑑証明書、身分証明書又は預貯金通帳等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参し、証書とともに表面記載の支払店に提示してください。 4　表面に記載されている年月日から1年を過ぎますと表面記載の支払店では支払を受けられません（その場合は下記連絡先にお申し出ください。）。 5　手当を受けることについて、ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。 （連絡先） （所在地） 備考　1　用紙の大きさは、はがきの大きさとする。 2　「注意事項」については、上記のほか、必要な事項を記述することができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。